

平成30年第4回士別市議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月13日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時03分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	喜多武彦君
	5番	佐藤正君	6番	西川剛君
	7番	谷守君	8番	村上緑一君
	9番	渡辺英次君	10番	丹正臣君
12番		大西陽君	13番	谷口隆徳君
14番		十河剛志君	15番	山居忠彰君
16番		遠山昭二君	議長	17番 松ヶ平哲幸君

---

欠席議員（1名）

11番 国忠崇史君

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長 (併)選挙管理 委員会事務局長	中舘佳嗣君	市民部長	佐々木幸美君
保健福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	工藤博文君	朝日総合支所長	法邑和浩君

---

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 事業 業者  
副 管 理 者

三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長  
事 務 局

加 藤 浩 美 君

農 業 委 員 会 長  
農 會

飛 世 薰 君

農 業 委 員 会 長  
農 事 委 員 局

武 田 泰 和 君

監 査 委 員

吉 田 博 行 君

監 査 委 員 長  
監 査 委 員 局

穴 田 義 文 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長

千 葉 靖 紀 君

議 会 事 務 局 長  
議 會 事 務 課

岡 崎 浩 章 君

議 会 事 務 局 副 長

前 畑 美 香 君

議 會 事 務 局 主 事  
議 會 事 務 課

駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。11番 国忠崇史議員から欠席の届け出があります。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 大西 陽議員。

○12番(大西 陽君)(登壇) おはようございます。

通告のとおり、一般質問を行います。

最初に、本市財政の現況と今後の財政運営の考え方について質問いたします。

財政の関係については、11日の真保議員、さらにきのう谷議員の質問がございました。一部重なるところもありますけれども、極めて重要だということでもありますので、改めて取り上げたいと思います。

本市の29年度決算概要を申し上げますと、一般会計及び各特別会計の繰入総額と歳出総額の差し引き額が1億4,000万円ということでありました。前年度決算との比較では4億1,800万円の減少でありました。一般会計でも収支差し引きが前年度より3億4,500万円減少しており、実質収支は1,392万円の黒字決算ではありましたが、前年度との比較で3億4,200万円の減少となっております。財政調整基金3億4,000万円を取り崩しての結果であり、厳しい決算内容となりました。さらに、財政調整基金の編入額が700万円と前年度より1億7,300万円の減少をしております。一方、経常収支比率については前年度より3.7ポイント増加して99.4%となり、一層財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

本市は30年3月に、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目的に土別市行財政運営戦略を策定して、今後の行政組織や行政サービスなど財政運営の指針を定め、運営戦略を具体的に進めるための実施計画では前期・後期各4年の行動計画を示しております。運営戦略の財政健全化の取り組みとして、歳入確保では地域経済の活性化による税収の向上を含めた自主財源と税外収入の確保に努めるとして5項目の方針を示し、歳出の抑制策では職員人件費の抑制や徹底した維持管理コストの削減、民間が持つノウハウの活用、第三セクターの経営健全化の取

り組みなど12項目の方針を示しております。運営戦略の財政収支見通しの試算に当たって取り組み方針のそれぞれの項目をどのように反映させたのか、その概要と、運営戦略では一般財源の根幹である市税及び地方交付税が減少傾向にあるとしていますが、特に地方交付税については2024年までは毎年増加の見込みとしていますが、この考え方と前期計画の最終年となる2021年度の経常収支比率の見込みをまず伺いいたします。

次に、本市では、本年度までに環境センター、健康センター、子どもセンターの建設と、現在進めている庁舎改築事業に続き、中心市街地活性化事業、JR土別駅舎・駅前広場改修事業などが予定されておりますが、今後、地方債の残高がピークとなる年度とその時点での実質公債費比率の見込みを伺います。

最後に、2019年度予算編成に当たって、特に強調したい特徴的な編成方針について伺いをして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

大西議員の御質問にお答えいたします。

最初に、財政収支見通しの試算と行財政運営戦略の反映についてです。

まず、12項目の取り組み方針の反映方法とその概要についてですが、財政見通しの推計方法については、歳入歳出ともに決算の見通しや平成30年度当初予算をもとにまちづくり総合計画の予定事業をあわせて推計したものです。その推計値に対して活用可能な財源の調整とあわせ、公共サービスの最適化や機能的な組織体制の見直しによる職員等の適正化に加えて、スクラップアンドビルドなどによる事業選定など12項目を実施する歳出改革による効果を見込んでいます。具体的には、適正な定員管理による総人件費の圧縮のほか、物件費、補助費等については、2019年度から2021年度までの3カ年間、2%の削減効果を生み出すなど、市民サービスの質を確保するための財源対策を総合的に取り組むこととしています。

次に、地方交付税の推計についてですが、2024年度までは過疎債や合併特例事業債など起債償還のピークを迎えることから、普通交付税の公債費算入額が増加することにより総額的には増えますが、行政サービスに必要な事業額については30年度地方財政計画における伸び率であるマイナス2%をベースに推計しており、公債費算入額を除いた普通交付税は減少するものと見込んでいるところです。

続いて、前期実行計画期間最終年度である2021年度における経常収支比率の見込みについてです。

この指標は、決算時において歳出における経常的経費に充てる一般財源に対する経常的な一般財源の割合を示すものであり、現時点では裏づけを持った数値としてお示しすることは困難と存じます。議員お話しのとおり、29年度決算状況調査における経常収支比率は99.4%と財政構造が硬直化している要因を踏まえ、行財政運営戦略の取り組みを総合的に進めることで財政構造改革の達成に鋭意努力しています。

次に、今後の地方債残高及び実質公債費比率の見込みについてですが、この間、大型事業が続いたことから起債残高については2020年度ごろがピークで、一般会計において約290億円を超える見込みであり、元利償還のピークはこの後となるため、この時点での実質公債費比率は15%程度と推計しています。その後は建設事業量の減少に伴って起債残高は減少し、2022年度ごろには約260億円となり、29年度決算の起債残高と同水準となる見込みですが、事業の必要性や費用対効果などの観点から、債務償還バランスを指標として起債発行額の抑制に努めます。

最後に、31年度予算編成方針について特徴的な点についてです。

31年度の予算編成に当たっては、まちづくり総合計画に基づき、人口減少が進む中でも市民が安心して暮らせるまちづくりとまちの活性化につながる地方創生を推進していく考えです。具体的には、将来を見据えたまちづくりの方策を示した立地適正化計画と地域の公共交通機能のあり方を示す地域公共交通網形成計画による一体的な都市デザインの形成を進める事業展開を図ります。

そういった中で31年度予算編成方針の大きな特徴としては、行財政運営戦略の取り組みや市民本位の行政運営と機構改革に向けた検討、時間外勤務縮減プログラム、ファイリングシステムの導入などによる総労働時間、総人件費の抑制に向けた取り組み、さらには歳出改革に関連して、これまで部長査定事業に限定していた要求限度額を市長査定事業も対象としたことや、事業アセスメントサイクルといった事業の見直しに向けた仕組みを導入していきます。今後において、まちづくり総合計画の前期実行計画期間から後期展望計画期間へ向けたこれらの取り組みをしっかりとなし遂げ、総合計画の着実な実行が可能な財政基盤を確立してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、2点について確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、財政運営戦略にもありますけれども、総合計画の着実な実行をしていくということで、特に財調基金の考え方について改めて伺いたいと思うんですが、きのうまでの議論では、前期4年間については収入不足を補うために財調基金を充てていくということでありました。この財調基金の関係ですけれども、この基金の目的の一つには突発的な災害に備えるという意味もあるんだと思いますけれども、4年間、恐らく収支不足を財調基金で補うとすると、29年度末で約14億円の財調基金、相当減少するのではないかと思いますけれども、前期4年間の毎年度の基金の残高の確保についての考え方を伺いたいと思います。

それからもう1点、経常収支比率、推計はちょっと難しいという答弁でありました。29年度決算では99.4%ということで財政の硬直化が進んでいるという見方だと思います。いわゆる財政の弾力性が失われているということですから、市民生活あるいは地域の活性化にかかわる政策的な予算については相当厳しくなると普通は思います。きのうの答弁では、市民が必要なものについては借金をしてでもやるんだということなんですが、実態はなかなかそうはいかなくて、財政のしっかりした措置をしてやるというのが本来ではないかと思いますけれども、この

考え方、改めて確認をさせていただきたい。

この2点、よろしくお願いいたします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） まず、毎年度の基金残高の前期実行計画期間における基金の確保の考え方でございますが、これまで行財政運営戦略の財政見通しでお示ししてきたとおり、毎年度行財政運営戦略に基づく取り組みを行う中で、どうしても収支不足を生じる部分については財政調整基金を充てるような推計をしているところでございます。

財政調整基金の役割といたしましては、年度間の財源の不均等を調整するための基金ということでございますので、こういった不測の事態において活用するような基金ということでございますので、年度年度、これまでも、繰り返しにはなるのですが行財政運営戦略に基づいた取り組みを着実に実施していく中で、少しでもこの財政調整基金の活用を減らせるような財政運営をしていく考えで考えているところでございます。

それから、経常収支比率の部分につきましては、実際、経常収支比率につきましては決算上の数値でございまして、答弁でも申し上げさせていただいたとおり、現時点での計算というのは非常に難しい部分がございます。しかしながら、現状の経常収支比率、特に29年度におきましては99.4%ということで非常に高い比率を示したことは事実でございまして、この部分につきましても、今後においてしっかりと行財政運営戦略に基づく取り組みの中、この中には当然経常的な経費の抑制という部分も含んでございますので、そういった部分をしっかりと行う中で、この部分についても数値のポイント減につながるような財政運営のほうを考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 再々質問でございます。

今答弁にあったようなんですけれども、計画についての中身を見ますと、具体的な数値目標等々が計画の中にはうたわれていないということなんです。ですから、一般的に心配するのは、貯金がなくなったとき、あとどうするんだということですから、最低どのぐらいを確保しなきゃならんという思いは当然あると思います。そのことを具体的に言うのが難しいのであれば、考え方として、どの程度は、何に対応するぐらいは財調基金をしっかりと持つんだというのが1点です。

それから、経常収支比率の関係については、できるだけ弾力的にやるということなんですけれども、ただ、経常収支比率ですから、通常人件費を含めた固定経費が高いということは、いわゆる政策的な予算を組みづらいというのは、当然誰が見ても、市民の方もそう思うんだと思うんです。そういう意味では、先ほども言いましたけれども、足らなければ借金をしてでも市民生活に支障のないような政策を打つんだという考え方とありますけれども、これは言っている意味は一定程度理解できますけれども、繰り返しになりますけれども、実際は予算措置、予

算の裏づけがあって政策が打てるんじゃないかと思しますので、再度この辺、抽象的でなくて具体的な中身の話をちょっとお願いしたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 再々質問にお答えします。

まず、財政調整基金の残高についてですが、29年まで財政運営の指標としておりました中期財政フレームにおきましては、貯金、財政調整基金は3億円は必ず確保するという計画にいたしておりました。その趣旨といたしましては、不測の事態、災害等も含めて、いざというときに必要な財源としてそこは最低限確保すべきだという考え方でありました。この部分については、特に法令上もしくは政府、国の考え方で一定割合ということは決めてはおりませんが、本市の場合おおむね標準の財政規模が100億円、それに対して3%は必要だろうというのがこの数値設定の考え方でありました。

この地方債の残高等については、財政運営に当たって、平成27年に中期財政フレームを策定する前は財政運営方針ということで、この中では残高を増やさないということで、償還の元金以上は借り入れしないということできずと運営をしてきました。それができていました。しかし、施設の維持管理、合併を経て、こういったものやっていく上では有利な財源である合併特例基金を活用する中で必要な事業を行っていくべきだという考え方のもとに、この財政運営方針の基準を守るということは一定の期間は難しいという判断に至りまして、先日の市長の答弁で申し上げましたとおり、それまでの間積み上げてきた財政調整基金は、この一番厳しいときには取り崩して使わざるを得ないという考え方のもとに、中期財政フレームにおいては公債依存度、これを財政運営の指針という形で設定をいたしました。

その中では、実際に公債依存度16%以内というのが0.数ポイント達成できなかったわけですが、その原因としては、やはり計画どおりの事業運営であっても、想定した事業量が多くなると、それが結果的に守れなかったということで、実質的な返済額が増えなくても、わかりやすい指標ということで公債依存度を設定したのですが、結果的に実情に合った、結果としては見えた目上達成できなかったという反省に立って、今回財政運営戦略においては債務償還バランス、これは発生主義の考え方に立って、オーバーローンにならないように、きちんと返済できる財源を確保する指標として設定をしたところです。

今後は、基本的にこの地方債については、これまで御説明申し上げましたとおり、後の世代の利用も含めた負担の平準化、これも当然考え方の中には入っておりましたので、適正な借り入れはしていかなければならないという考え方のもとに、それが借り過ぎにならないような財政運営ということをまず念頭に置いた運営の方針を決めているというところでございます。

あわせて、今後の具体的な財政運営の考え方という御質問がございましたが、この運営戦略の中にも書き込んでいるつもりではあるんですけども、例えば税源の涵養という点で申し上げますと、人口減少社会を見据えて、移住・定住の取り組み、こういった部分については交流人口も含めて一体的に進めていくという考えのもとに、現在、地方創生総合戦略において、合

宿の聖地等々の取り組みも一体的に進めているところです。

その中で、人口減少対策という意味では暮らしやすいまちづくり等についても、今取り組んでいる立地適正化、それから公共交通の計画、こういったものも面整備、まちなかの未来計画という位置づけで、それぞれの施設の機能が補完し合って機能を分担しながら行っていくという考え方で整備をしておりますし、企業立地におきまして、今、条例の見直しを検討しております。その中で遊休財産を活用した立地企業を誘致すると、それから自動運転の実証実験についても、これまで本市が積み上げてきた積雪寒冷の研究施設が集積しているということでこれまで全国プロモーション活動も行ってきました。今シーズンも2社ほど実験的に入っていただけるということも聞いております。

あわせて、基金の、債権の一括運用も初めて取り組みまして、30年にわたってですけれども、その利息は1億円を見込んでおります。そういったさまざまな取り組み、これはいわゆる収入に関してですけれども、そういうことを具体的に取り組む中でこの財政推計も立てておりますし、運営戦略の取り組みとして位置づけているところでもあります。

経常収支比率についての御指摘もございました。私どもといたしましても99.4%という数値、これは非常に厳しい数値だという認識は持っております、やはりこの財政構造を変えていかなければならないというのが今回の計画の趣旨でもあります。ですから、この前期4年間で何とか体質を変えて、単年度での実質の黒字も達成することで、今は一時的に財政調整基金を取り崩さざるを得ないのですけれども、その体質自体を変えていくんだというのがこの計画の本旨であります。

この中では、公共施設のコストを下げるという意味では、マネジメント計画の再編もそうですが、指定管理を含めた運営面でもそうです。この後、触れられると思いますが、市立病院の経営改革、それから第三セクターについても今年度経営健全化方針を策定して、それに沿った見直しを行います。

あわせて、公共調達基本指針等々において、さまざまな入札方式でそういったコストを下げるという取り組みもしておりますし、包括発注といったコスト削減の取り組みもあわせて進めます。電力も新電力会社を使うなどの経費の見直し、旅費も見直しました。今後、補助金適正化ガイドラインで具体的なそれぞれの補助金の見直しも行っていきます。あわせて、事業アセスメントサイクルで実際の事業のそれぞれの見直しも並行して行っていくという考え方です。

最後に、人材育成それから組織力の強化ということも今我々が取り組むべき課題として認識しております、そういったものをあわせて行うことで総人件費の抑制にもつながるものと、それでサービスの質も担保できるという考え方に立っております。

そういう意味で申し上げますと、機動的な組織機構の見直し、それから働き方という部分で申し上げますと、今取り組んでいる時間外勤務の縮減の取り組み、会議改革のルール、それからファイリングシステム、ペーパーレス化の取り組み、こういったものを総合的に実施していくことで、こういった目標を達成していこうという考え方でありまして、これから人事評価制

度を本格的に導入していく中では、目標の管理ということも大きな観点の一つとして取り組んでいく考えです。各部の部長がそれぞれの部の運営方針を掲げて、それがきちんと達成できたかどうか、戦略レビューで検証すると、そういったことによって実証性を担保していくという形で、こういった取り組みを連携させていくことで具体的な成果を出していくということにつながっていきたいという考え方でございます。

そういう意味では、体質の改善ということを申し上げましたが、特効薬というのはなかなか難しいと認識はしておりますが、さまざまな取り組みを総合的に行っていくことで、この前期4年間でそういった財政構造の見直しに努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、同じく財政に関連しますけれども、公共施設マネジメント基本計画に基づく実行計画についてお伺いしたいと思います。

本市の公共施設は道路、橋梁、上下水道などのインフラ関係施設を含め、築後30年以上経過しているものが40%を占めている現状から、今後、施設ごとに長寿命化と機能移転や廃止及び更新について検討を進めることとなりますが、人口減少や少子高齢化が急速に進むことが予測される中で、将来を担う次の世代に過度の負担とならないように、本市の人口及び財政規模に合った水準としなければなりません。今後多様化する市民ニーズに対応しながら安定した行政サービスを提供していくためにも、慎重かつスピード感を持って取り組むことが必要であります。

本市は、29年3月に公共施設マネジメント基本計画を策定して、公共施設の有効活用と改善に向けて取り組みを進めております。計画期間を25年間として、施設総量の削減目標を公共施設、建築物の20%に当たる約6.5万平方メートルの延べ床面積削減と将来的な公共施設の維持と建てかえ等による必要な費用の不足額240億円のコストの削減を目指す計画となっております。計画を進める上で市民の利便性を大きく損なうことは避けなければなりません、一方で、大きな支障がない限り、市民に一定の我慢をしていただくことも考えなければなりません。

今回策定した基本計画では施設類型別の方向性を示していますが、具体的に進めるためには本年3月策定の行財政運営戦略の実効性をより高め、本市があるべき姿のグランドデザインを描くためにも、個別施設の方向性をまとめた実行計画を示し、市民に情報提供を行うなど、市民と向き合うことが必要ではないでしょうか。

今まで議会の答弁として、実行計画に相当する個々の施設についての方向性を総合計画に具体的に織り込みたいとしていました。さらに、公共施設マネジメント基本計画策定の目的として、総合計画において個別施設ごとの最適化に向けた検討や取り組みを進めるとしてはありますが、これらの解釈を含め、実行計画のあり方について、その見解をお伺いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

公共施設マネジメント基本計画では、公共施設をその用途や性質に応じた類型ごとに、道路、橋梁、上下水道等のインフラを含む各施設の現状と今後の取り組みの方向性を示した上で、公共施設の最適化、効率化、長寿命化に向けた取り組みを進めることとしております。

本計画では、25年間の計画期間を3期に分け、2025年度までの第1期については延べ床面積の削減目標を8%に設定し、平成30年3月に策定したまちづくり総合計画の実行・展望計画に反映させて、その実効性を担保したところであります。

この中で、インフラについては各施設所管課でそれぞれの分野ごとに作成している既存の長寿命化計画等に基づき適切な維持管理に努めてまいります。また、そのほかの公共施設等については、公共施設再編等ガイドラインにより、施設ごとの評価と方向性に基づいた最適化や再編等を進める一方、継続的な維持管理を必要とする施設については、公共施設予防型管理マニュアルで作成した保全シートによる年1回の定期的な点検、診断や建築物の劣化状況の把握に努める予防保全型の手法により、次期の修繕や更新時期の明確化に努めていきます。

本計画の具体的な実施に当たっては、これまでに作成した個別施設ごとの保全シートを含む公共施設調査票を個別施設計画として位置づけており、それらをもとに公共施設の適正化と個別施設の管理情報の一元化を図り、予防保全型といった新たな手法を取り入れながら計画的な公共施設の最適化や維持管理に取り組んでまいります。

今後、まちづくり総合計画の達成に向けて、地域住民や施設利用者の意向や利用実態などを踏まえた協議を進める中で、個別施設計画に基づく情報の共有化を図り、市民に必要なサービスを持続的に提供することで公共施設の効率的な管理、公共サービスの質の確保に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 再質問させていただきます。

その実行計画にこだわるのは、いわゆる個別施設が将来どうなるのかという市民の不安もあるんだと思います。それで、計画をつくることによって、当然財源の都合でいろいろと先伸ばしなり等々の措置がとられるんだと思いますけれども、例えば関連して、既に廃止になった、統廃合になった学校の後の利用、それから解体を含めて年度ごとに計画をしっかりとつくって、地域の人たち、市民と話をするというのも大事ではないかと思います。

実は27年度の予算審査のときに普通財産環境整備事業について私が質問した経過にありますけれども、このときに解体工事の計画年度について伺いました。具体的に答弁をいただきまして、28年度にはふれあいセンター、29年度には旧下士別小学校、30年度には旧武徳小学校、31年度には旧温根別中学校、32年度には総合福祉センターということで具体的に答弁いただきました。これは計画にあると、年度がずれたりあるいは変更になったりする場合については、検証して、市民にこういう事情で変更になったということを伝えられるんですが、今言ったこの年度どおり進んでいるとは思いませんけれども、この辺の見解と、それから具体的なこれから

の進め方についての考え方を改めて伺いたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 大西議員の再質問にお答えいたします。

公共施設マネジメント計画におきましては、面積の削減目標を25年度で20%ということになっておりまして、答弁申し上げましたとおり第1期の2025年度までについては8%の削減目標を設定しております。これまでもいろいろと御意見をいただきながら、今、新たな総合計画の中においてこの25年間のマネジメント計画の具体的な話を盛り込んでいるというのが現状でございます。そういう意味では、当初見込んでいた解体計画が、このマネジメント計画の作成に伴って見直しをされたというのは御指摘のとおり実際にあったところです。

今、その解体につきましても、例えば実際に総合福祉センター等々については雪で屋根が落ちてしまったので、これはどうしてもそのまま置いておくわけにはいかないということで、予算でも御審議をいただきましたが、もう一部先行して解体せざるを得ないという変更も実際にはございました。ただ、この数値目標である8%を達成するためには、例えば今想定しているのは39施設、約3万4,000平米を解体していかなければならないということで、この計画自体は、お話にあったように具体的にその施設を年度ごとに設定をして計画に位置づけているところであります。

ただ、大西議員のお話にもありましたとおり、例えば施設の統廃合、解体にしてもそうだと思いますが、もちろんその機能をどのように補完していくか、それから地域の皆さんとどう合意形成をとっていくのかということは、まずは計画が基本であります。それぞれがその地域の中でいろいろとお話を伺いながら、具体的な取り進めに結びつけていかなければならないと思っておりますので、現在、この計画期間に沿って、年度が決められている施設の再編につきましては、それぞれ所管する部、課が具体的なスケジュールを提出、策定をして、その計画に沿って、地域の合意形成を含めた手順を踏んで、具体的な成果、実行できるように取り進めるということでこの個別計画を策定しているところです。

ですから、この個別計画では、例えば補修で設備がいつ改修が必要かということももちろん含まれますし、施設の再編に伴ってむしろ解体をしていかなければならないという施設も、その中で具体的に実行していくためのスケジュールということが定められていると考えておりますので、お話がありましたような個々の年次ごとの計画というのは、そういった地域との議論を深めながら具体的に進めていくという手順を考えているところでもあります。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 最後の質問は、市立病院新経営改革プランの確実な実践についてあります。

市立病院は、慢性的な医師不足と人口減少や少子高齢化が進む中で厳しい経営環境にあることから、現在、32年度までを計画期間とした新経営改革プランの改訂版に基づき、市立病院の

経営改革に取り組んでおります。本年4月からはより自立的な経営が可能となる地方公営企業法の全部適用に移行する経営形態の見直しを行い、事業管理者の長島院長を中心に医療、事務局スタッフが病院改革のためにさまざまな努力をされております。

去る11月1日には東京都で開催された地域医療政策セミナーで長島院長が「崖っぷち」自治体病院～北の大地で経営改革を目指して～“北の1億円男”と呼んでください！と題して、当院が経営再建に取り組む内容について発表を行って、大きな反響を呼んだと聞いております。今後も2億円、3億円男としてさらに前進されることを期待するところであります。

さて、29年度の実績は、経営改善計画の進捗状況は、計画37項目に対して39項目で実施検討がなされ、105.4%の実施率になっております。経常損益では、改革プランの29年度計画との比較で純利益が1億4,400万円の増加となり、28年度実績との比較でも1億3,700万円の増加となりました。現時点では順調に収支改善が進んでいますが、29年度末で18億2,500万円の累積欠損金があり、会計上は厳しい内容となっております。一般会計繰出金については、29年度の見込み額10億3,500万円に対して10億1,600万円の実績となり、計画との比較では1,900万円の減少で、28年度実績との比較でも5,600万円の減少となっておりますが、本市の財政状況から、今度の繰出金の圧縮が大きな課題となっております。

次に、改革プランの29年度数値目標の達成状況ですが、収支改善に係るものについては全て目標値を達成しており、経費節減に係るものでは材料費対医業収益比率で0.5ポイントの未達成ですが、他の目標値は達成をしております。収入確保に係るものについては、1日当たり外来患者数が目標人数に対して4名の未達成となっているほかは目標人数を達成していることから、若干の増減はあるものの、改革プランを確実に実践しながら病院改革が進んでいる状況にあると思います。

そこで、30年度も残り3カ月余りとなりましたが、経常損益と各数値の目標と、あわせて2019年度に向けた運営方針についてお伺いいたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好病院事業副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず、平成30年度の経常損益、各数値の見込みについてです。

10月までの収支状況で申し上げますと、前年同期と比較して訪問看護を含む外来患者数は1日当たり457.6人で1.4%の減、入院患者数は1日当たり116.7人で0.9%の増となっており、医業収益においては診療単価の高い心臓カテーテル治療件数の減少などから3,278万円の減となっておりますが、それに対する医業費用も材料費、人件費の減少から5,805万円の減となり、収支差し引きでは2,527万円の改善となっております。

また、本年度の一般会計からの繰入金は、前年度決算の10億1,600万円に対し1億2,000万円の減となる8億9,600万円を計上しており、今後の患者数、診療単価を推計する中で、今後大きな変動要因がなければ経常損益においては8,000万円程度の当期純利益を見込み、累積欠損金も17億4,700万円となる見込みです。

また、あくまで30年度の推計値ということになりますが、経費改善項目としての経常収支比率、先ほど一般会計のほうで経常収支比率の質問がありましたが、病院会計のほうは一般会計とは計算が違いまして、一般会計のほうは経常的財源分の固定経費となりますけれども、企業会計のほうは逆で、費用分の収益ということになりますので、数値が高いほうが改善というか、いい経営状況となりますので、その経常収支比率は103.1%、医療収支比率は78.5%で、前年度と比較し若干の減少となりますが、目標値はクリアできる見込みです。

次に、経費節減項目における医業収益に対する職員給与比率は64.5%、経費比率は33.3%と、いずれも前年度と比較し若干の増となりますが、材料費比率は20.0%と前年度と比較し減少し、いずれもプラン上の目標値をクリアする見込みにあります。

収入確保項目としての1日当たりの入院患者数については115.4人と、ほぼ前年度と変わらず目標値を上回る見込みですが、1日当たりの外来患者数は減少傾向が続いており、455.7人と目標値を下回る見込みとなります。

次に、2019年度の運営方針について申し上げます。

地域医療における市立病院の役割は、これまで同様変わることなく、地域の医療ニーズに最大限に対応していかなければならないと考えています。これまでの状況から、来年度における入院患者数は今年度と比較し大きく減少はしないものと考えておりますが、今後の診療体制によっては患者1人1日当たりの診療単価の減少が見込まれています。また、外来患者数は依然として減少傾向が続くものと考えております。さらには、医師不足、医師の偏在は市立病院における常勤医師の確保の厳しさに拍車をかけており、今後退職予定の常勤医師もいることなどから、これまでも増して非常勤の出張医に頼らざるを得ないものと考えており、事業管理者である院長を先頭に、道内はもとより道外の医師確保に向け奔走している状況にあります。

こうした状況に対応するためにも、市立病院新経営改革プランに基づき、名寄市立総合病院との連携、機能分化や共同診療体制を目指す地域連携パスの運用拡大などを進めるほか、患者の高齢化に伴う長期入院体制、在宅医療の充実をさらに推進しなければならないものと考えております。

また、近年の患者の高齢化と急性期を過ぎてもすぐに退院できない方や入退院を繰り返さざるを得ない方が増えており、この対応のため、この12月から地域包括ケア病床を9床から27床に増床したところであり、今後はこの病床の運用が重要になると考えています。2019年度においても常勤医師の確保が課題となる病院運営ですが、事業管理者である院長を先頭に職員一丸となってプラン達成に全力を尽くし、地域から信頼される病院づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、再質問というか確認をさせていただきます。

改革プランを策定した時点、その時点のいわゆる前提条件というのがあるんだと思います。

例えば先ほど答弁にあった医師の確保を含めて、この前提条件の項目をどう整理しているのかと、少なくとも改革プラン、32年度までが計画期間ですから、この計画期間におけるこの前提条件が持続できるのかどうかについて確認させていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） ただいまの29年の2月に見直した改革プランの前提条件についてですけれども、まずは大きな前提条件としては3つの要件があると考えております。1つは、国の医療制度そのもの。もう一つは、今、上川北部全体で進めている地域医療構想。それともう一つが、今、議員からお話がありました士別の病院にとって一番重要となる医師確保の問題と考えております。

いわゆる1点目の医療制度ですけれども、国のほうはやはり今後ずっと医療費の抑制政策というのに力を入れており、2年ごとに診療報酬の大きな改定をされるわけですけれども、そのたびに入院の単価の見直しと、そういったものが激しくなされており、今後のうちの病院にとってそれがどういうふうな影響があるかと、そういったことについては情報を先取りして、常にアンテナを張って、それに合わせた病院運営をしなければならないなということが1点あります。

2点目の地域医療構想の関係ですけれども、これは上川北部全体で2025年に向けて、今、上川北部で約1,000床ある病床を200床減らして800床程度にしようと。それは既に北海道のほうで計画が策定されております。ただ、200床減らしても、現実的に今、上川北部全体で入院している患者数の数からいくと恐らく800床で間に合うんですけれども、その患者さんをどこで担当するか、急性期はどこで担当するか、慢性期といううちの療養病棟のほうで、例えば今度は上川北部全体の長期入院患者を受けるのかと、そういったような議論が2025年までにされることとなります。この年明けにもすぐに行われるんですけれども、そういった部分について議論がされていくということで、今のところうちで目指している部分には大きな乖離がないので、その部分はそんなに大きな改訂はないのかなと考えております。

一番重要なのが、どうしても医師の確保ということになります。これはプランの期間中だけでなく、地方の病院にとっては今後ずっと引き続く問題かなと考えています。特に現状、平成16年度の臨床医師の制度の見直しから、どんどん大学から医師離れが起きていて、最近はずいぶん戻ってきているようなんですけれども、そういうような状況の中で地方になかなか医師を派遣できないという状況が続いており、現実的には今後、多くの外来出張や何か旭川市の医大に頼っているうちの病院としては、医局等にも今後ずっと続けて不足している部分については要請を続けていきたいと、できれば常勤を送ってほしいということは常に要請を続けていきたいと考えております。

あとは、今後の医師不足に対して、何といたっても必要な常勤医がいなければ当然入院とかも持てませんし、まず市民サービスの根本となる救急医療体制もとれないということで、現在は少しでも情報がありましたら、北海道だけでなく本州方面、そちらのほうにも出向いて

行っております。ことしになってからも、東京事務所あるいは全国自治体病院協議会、そういった組織のところにもお尋ねしてお願いをしたり、あるいは個人的なつながりから知り合いになった先生のところも、東京、広島、神戸と、そういったところにも直接声かけをして面談をしております。

それで、そのうちの2名の方が士別のほうに実際に見に来られたという状況もありますけれども、また、来月もその先生と会うこととなりますけれども、どうしてもうちとしては、そういう北海道に興味のある本州の先生を極力確保して、医療体制をまず維持していくこと、それがなければプランの達成もできませんので、そういった部分で全力を尽くしていくと、そういったような現状になります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで、今、前提条件が3点あると、1つ目、国の医療制度、医療費の抑制に向けているという国の考え方。これは診療報酬の見直しも含めて当然あるんだと思えますけれども、これはとめるわけにいかないですよ。患者が負担軽減になるので、これは市民の立場としては抑制策をどんどん進めてほしいという言い方なんですけど、一方ではやはり市立病院の収入減になるということで、これはいづい関係だと思えます。

地域医療構想も先ほど言ったとおりです。

問題は医師の確保ですけれども、それぞれ診療科目が12ですか、今あるんですけれども、実態として今、常勤医、出張医含めて、答えられる範囲でいいんですけれども、医師がどの診療科目で何名足りないのかということはまだわからないので、その辺ちょっと答えられる範囲で結構ですから教えていただきたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 三好副管理者。

○病院事業副管理者（三好信之君） 診療科目の中での、診療科目イコール今後の病院での診療体制ということにもつながると思うんですけれども、まずこういうところでお年寄りが多い中で、入院しないで外来で過ごせる部分というのはどうしても眼科、泌尿器科、それと精神科という、心に悩みを持っている方などのそういった患者というのが外来にたくさん来ております。そういった部分については出張医で構わないと思うんですけれども、そういった部分は今後も引き続き医大のほうでやっていただきたいと考えています。

それと、整形外科の部分なんですけれども、今後、開業医も誘致条例で来ることとなりますけれども、お年寄りの転んで骨折とかなんとかという部分になると、旭川等の大きな病院ではとらないで、士別でやはり保存期というか、安静にして回復を待つといった部分については入院になりますので、今1名いる整形の常勤についてはぜひとも確保したいと、継続していただきたいと考えています。

特にやはりお年寄りの内科の部分がうちはまだまだ不足していると考えています。というのは、昔は例えば血圧という循環器というイメージとかがあったんですけれども、今はそうではなくて、お年寄りの方の肺炎とか、熱を出してみたら、症状としては全部熱が出たというこ

となんですけれども、結局肺炎なりいろいろな感染症なり、よくわかりませんが、胆嚢炎で熱が出たという部分なんですけれども、そういったものをまず、うちの病院で入院して、安静にして治療をしていく、もっと必要であれば、それは本当に専門医のほうに送っていくといった部分の対応、そういった患者さんが今、多分8割ぐらいになっていますので、それを受けていただける、世間では総合診療医というのが一番いいんでしょうけれども、一般内科という言葉が正式な言葉かどうかわかりませんが、そういった内科の患者さんをすべからく引き受けていただけるような先生、そういったものの今、確保を目指しています。今後一番必要になるのかなとは考えています。

人数でいくと、その先生方によって持てる能力といたらおかしいんですけれども、年齢によっても持てる先生と持てない先生がいるんですけれども、最低でも外来をやってある程度の検査をやって、入院を持つとなると、普通にできる内科の先生は、やはり5名程度は要るだろうと考えています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 9番 渡辺英次議員。

○9番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従い、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目は、地域おこし協力隊について質問いたします。

27年第1回定例会においても質問をいたしました。その後、隊員の増員や定住につながったケースもありますので、今回改めて質問をさせていただきます。

国は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持、強化のために地域外の人材を積極的に誘致し、定住定着を図ることが有効な方策とし、平成21年から地域おこし協力隊の制度を推進してきました。実施初年度は全国で89人だった隊員数も、29年度では4,830人となり、自治体数でも997自治体が任用している現状にあります。

本市においても、23年7月に初めて農業振興で1名を任用し、同年10月に観光振興で1名、26年6月、27年5月には羊飼養でそれぞれ1名を任用した経過があります。27年5月に任用された隊員は、この4月に任期満了を迎え、本市の畜産農家に就職をし、初めてとなる定住につながったところです。また、本市では現在、羊飼養の隊員が3名、農業支援の隊員が1名の合計4名が活動しており、それぞれの立場で活躍されています。本市で持つ担い手問題などの地域課題を解決していくとともに、隊員の皆さんが本市で生き生きと活動し、まちづくりの一翼を担いながら本市に定住されることを願っているところでもあります。

そこで、まずは本市が募集時に提示した活動内容等の実施状況や成果、また課題等はあるのか伺います。あわせて、その他にも活動してきたものがあれば、御報告をお願いいたします。

総務省の統計によると、5,000人近くまで増加をした隊員の約6割が任期終了後に定住をし、また、そのうちの約3割がみずから起業したと公表しております。また、これまでに隊員を任用した都道府県別では、北海道が群を抜いて多く、これまでの任期終了者数は29年度末で363人に上ります。その中であっても北海道での定住率は全国平均を大きく上回る78.5%となっております。

本市においては、先ほど申し上げたとおり、本年5月に初めて隊員が定住に結びつきました。任期終了後の定住についてはさまざまな要素が考えられることから、一概に限定した要因とは言えないとは思いますが、定住に結びつかない要因の一つには、受け入れ側である行政と隊員との間における活動内容の相違やミスマッチ、受け入れ体制なども上げられるのではないかと考えますが、本市の見解を求めます。

一昨日の十河議員の質問にもありましたが、総務産業常任委員会では、先般、島根県奥出雲町に視察に伺い、移住・定住について調査をしてまいりました。その中で、地域おこし協力隊についても触れさせていただき、取り組みについて拝聴したところ、奥出雲町では27年から地域おこし協力隊を活用したとのことで、活用当初は課題解決雇用型地域おこし協力隊という、いわゆる本市でも任用しているような隊員の身分が役所の嘱託職員である形式を採用していたようですが、翌年から嘱託職員ではなく、行政と雇用契約を結ばない起業独立型地域おこし協力隊という形式も採用したとのことでした。

地域おこし協力隊の形態の種類としては、大きく分けて、本市のような一般職としての嘱託職員、特別職としての嘱託職員、そしてただいま申し上げた市町村と雇用関係を持たない隊員の3種類に分類されます。雇用契約を結ばないということは、当然社会保険や厚生年金などは対象外となるものの、最長3年間の任期を終えた後に起業を考える場合、その任期中も準備期間であることから、生計を立てるために場合によっては副業をしたり、最終目標である独立起業のための活動も考えなければならないケースが想定されます。奥出雲町では、この形式を採用してから隊員の活動に柔軟性や自由度が増したと話しておりました。本市においても、例えば現在任用している農業研修や、今後、各業種の協力隊を任用するに当たり、場合によってはこのような形式も必要になるのではないかと考えますが、任用の形式を検討する必要について見解を伺います。

次に、今後、本市における隊員の募集について伺います。

今現在、本市で募集している協力隊は、農業支援2名、羊飼養1名、合宿支援1名となっておりますが、まず、募集することとなった経緯と任期終了後の起業、就業等についてどのような想定をされているのか伺います。

また、合宿支援の募集に関しては27年から行っておりますが、いまだ応募がない状況です。要件の緩和や条件の見直しなどを行っているとのことですが、問い合わせもない状況なのか、また、今後も募集は続けていく考えなのか、あわせて伺います。

また、現在募集をしている以外の分野での募集の考えもあるのか、お知らせください。

これまで、本議会では移住・定住について議論されてきたところであり、今後の本市において大きな課題であると考えております。十河議員の質問にもありましたが、私としましても、このような大きな課題にこそ、ほかからの目線を見た抜本的な施策が必要なことから、移住・定住コーディネーターなどの隊員も募集して新たな仕組みをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、移住・定住についても、例えば現在協議を進めている（仮称）まちなか交流プラザに窓口機能を持っていき、目のつきやすいところで全面的にPRできる仕組みをつくるなど、新たな仕掛けづくりの期待もできるのではないのでしょうか。

最後に、27年の質問の際にも申し上げましたが、協力隊制度をしっかりと機能させ、隊員自身も生き生きと任務を遂行し、まちの問題解決と隊員の定住という2つの大きな目標を達成させるためにも、多くの市民を巻き込んだ応援体制や環境整備が必要と考えますが、市の見解をお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

初めに、協力隊の募集内容と活動実績についてです。

本市では、平成23年4月に地域おこし協力隊要綱を制定し、羊の飼養者のほか、農業支援員、観光振興、合宿の里づくりを推進する隊員を募集してきました。その中で、羊の飼養者の募集要件は、飼育技術を学びながら情報発信を行い、羊の生産農家を目指すものとしています。現在、活動中の隊員は、羊飼いとして独立したいとの思いや羊の飼育に携わりたいと任期後のビジョンを持ち、必要な資格の取得を初めイベントや市外での研修にも積極的に参加するとともに、地域や市民関係者とのネットワークも構築しています。こうしたネットワークを生かして、今年9月には本市の隊員が中心的な役割を担って、北北海道の多くの協力隊の参加による研修会を市内で開催したところです。

また、農業支援員は耕種農家を目指す隊員を募集したものであり、本年5月から活動を始めた隊員は、地域や関係機関の協力のもと、作物の播種から施肥、収穫など、栽培技術の習得はもとより、地域の祭りや行事にも積極的に参加しています。いずれも隊員の活動を含めて、本市の魅力を積極的に発信していただいています。

次に、任期後の定住についてです。

任用してきた隊員については、本人の将来展望や研修意欲に基づき活動されており、市が協力隊の制度や担うべき役割を面接時に説明し、十分に理解された上で着任しているほか、定期的に面談を行い、活動や生活のサポートにも努めているところです。

こうしたことから、定住につながらなかった要因が活動の内容やミスマッチによるものとは考えていませんが、新たな活動を求める本人の意向により定住に至らなかった事例もあったところです。市としては、最長で3年間と限られた活動期間において、定住率の向上につながるよう、隊員の意思を尊重するとともに、活動意欲を高めるため、引き続ききめ細やかな支援を続けてまいります。

次に、新たな任用形式の検討についてです。

市では、協力隊を任用する際、定住に向けたゴールを見据え、地域や関係機関との連携のもと、年次別の活動計画を策定しています。また、市と隊員との雇用契約により、非常勤職員とした身分保障や住居費の助成など、隊員が活動に専念できる環境を提供しているほか、定住に

向けて必要な場合は、通常の勤務以外の時間に報酬を得る活動も認めているところです。

これに対し、議員からお話のあった隊員みずからが起業し個人事業主として活動をする場合は、経費や時間の使い方などで自由度はあるものの、各自で災害補償へ加入したり、住宅借上料などを負担することとなります。こうしたことから、当面は現状の任用方法を継続すべきものと考えますが、まちづくり施策の推進とすぐれた人材の確保に向けた制度の構築についてさらに検討を進めてまいります。

次に、募集の経緯と今後の方針についてです。

募集の経緯については、27年第1回定例会で議員にお答えしたとおり、本市の地域資源を活用しながら経済の活性化を図るとともに、隊員の定住を目標として始めたものです。27年度から募集を始めた合宿支援員については、28年度に宿泊や旅館業での後継者あるいは就業を目指す方として要件を見直し、募集してきました。これまで数名から問い合わせがあったものの、勤務条件などが折り合わず任用には至りませんでした。合宿の聖地の実現に向けて今後も合宿を担う隊員を募集しますが、これまでの状況を踏まえ、全国の協力隊募集総合サイトへの掲載や外部委託など、他市の事例も参考にすることで効果的な方法を検討してまいります。

次に、移住コーディネーターなどの募集の御提言については、31年度から観光分野での募集を予定しており、例えば（仮称）まちなか交流プラザでの観光業務のほか、移住・定住の総合窓口としての役割も担っていただくことも含めて検討を進めてまいります。

最後に、市民を巻き込んだ応援体制についてです。

私は、協力隊が主体的にまちおこしの活動に取り組むことが基本であるものの、その活動をサポートする市民、行政との連携が重要であると考えています。また、何のために活動をするのか、目的意識を共有することは隊員の活動や定住に向けての重要な要素の一つと捉えています。さきに申し上げたとおり、隊員の活動を応援してくれる市民や地域の協力、ネットワークはとても意義深く、心強いものであり、行政もこうしたつながりを生かしながら、広報やホームページでの情報発信を初め、対話、調和、市民の輪による地域力で定住定着に向けた支援を続けてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） 御答弁ありがとうございます。

2点ほど、ちょっと確認させていただきたいんですが、まず1点、雇用形態についての御答弁の中で、例えば私が提案したような雇用契約を結ばない隊員を任用した場合、住宅等の借上料は負担になるというお話もありましたが、これはあくまでも現在士別市が取り決めしている中での話であって、それは本市での決め方次第なのではないかなと思うことがまず1点、その辺のお考えをお聞きしたいです。

それともう1点、コーディネーターに関してなんですけれども、今回この第4回定例会で総務産業常任委員会のほうで質問させていただいている議員の多くが奥出雲町に視察に伺ったと

ころのお話をしているんですけれども、恐らく全委員が感じたのは、やはり定住に向けて物すごい意気込みを感じるんです。今回視察に行ったときに担当してくれた、いろいろ内容を説明いただいた説明員の皆さんも、担当課の方だったんですけれども、すごいまず熱意を感じたのと、町ぐるみで本当に定住に関してはこのままではまずいんだという危機感をすごく持っているなど感じました。そういった意味では、私個人の思いとしましては、士別市も移住・定住に関しては取り組んではいけるものの、実績がない根底には、まだやはり本腰が入っていないんじゃないかという部分を感じております。

十河議員の答弁の中で、仮称ですけれども、移住ナビデスクを設置するというお話があったので一歩前進したという思いですごくうれしいんですけれども、今後、中身だと思っているので、ただ設置するだけではなくて今後どういったものがあるのか、今回私は移住・定住をメインにしているんですけどちょっと申し上げづらいんですけれども、例えば今回私が質問した地域おこし協力隊の部分で言えば、行政だけではなくて、もう少しまちの地域の中でどういった部分が必要なのかという部分を含めて議論した中で新たな分野の募集とかもかけていただきたいという思いがあります。その辺の考え方の2点、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） まず、家賃補助の考え方の部分についてお答えをさせていただきます。

市のほうで定めております地域おこし協力隊要綱のほうですけれども、そういった要綱を一部見直すことによって、そこにそういった家賃補助をできるという形を含めて報酬を支払うといったような形であることによって実現は可能ということでもあります。先ほど御答弁させていただきましたように、今後の部分を考えて、その部分については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から、移住・定住に向けた地域おこし協力隊についての考え方についてお答えいたします。

先般の答弁で申し上げましたとおり、例えば移住ナビデスクという形態を具体的にどのようなように設置したらいいかというのはこれからの協議になるのですが、今の議論している中の一つの方向性としては、例えば先進地域ではコンシェルジュという名前で実際に地域の実情を知ってもらうためには、さまざまなアプローチの仕方があると思いますので、例えば実際に地域でどのような生活ができるのかというイメージを持ってもらうために、きめ細やかな対応をするといった場合には、本当に行政の窓口でそれがいいのかということもあると思います。ですから、その形態と一緒に組織としては運営するほうがいいのか、もしくはそういった地域の、いわば民間の方の力をかりた中でそういった一体的に運営するほうがいいのかということも含めて今検討しているところでして、渡辺議員御提言のそういった観点を持って、より具体的な

実効性のあるものにしていくということで、さらに検討を進めたいと存じます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 今、総務部長のほうからも答弁申し上げさせていただきました。やはり私が先ほど答弁申し上げたのでありますが、行政の支援はもちろんなんですが、やはり農業者を初め市民の支援というのは極めて重要だなということをつくづく感じています。

今まで士別市に7名の協力隊員を迎え入れてございます。しかし、その中で本人の思いもあって、士別で何とか定住したいという思いがあったんだけど、もう一步勉強したいということで、他に出られて勉強しながら先般もお会いしたのでありますが、士別で行った研修会に来て講師も行っていただく、こういう方もいらっしゃいます。

現在いる4名の皆さん方は、非常に定着心に意欲を持って今頑張っているということを私もつくづく感じるんです。先般この1市3町、士別、剣淵、和寒、幌加内の指導農業士の皆さん、それから農業士の皆さん方の集いがございました。そのときにも、現在の士別の今の応援隊員2名、それから剣淵からも1名来ていまして、私も一緒にそこに出て、交流会をしたのでありますが、非常に意欲的です。今1名の士別にいる応援隊員は、この北北海道管内の、来年4月から事務局長に就任をして、全体をまとめるような意欲を持って今頑張っていると。ですから、この今いらっしゃる皆様方については何としても定住に向けて、これは行政はもちろんなのはありますけれども、市民の皆さん方も一緒になって取り組んでいけば、必ずやそういう方向に向かっていくなと考えています。

ですから、先ほど渡辺議員から研修の地におきます行政職員の目の色が違うというお話もあったわけですが、今回の機構改革も含めながら、そういう定住促進に向けた取り組みもしっかりと取り組んでいきたいし、あわせて、また新たに隊員についても募集しながら行っていきますので、今日までの経過をしっかりと検証しながら、より継承発展させる取り組みを行ってまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君）（登壇） 次の質問は、本市高校の存続や生徒数の確保に関して質問いたします。

現在、本市には道立の士別翔雲高校と市立の士別東高校の2校が設置されております。しかしながら、少子化のあおりで本市両高校において生徒数の維持が困難になってきており、今後の学校運営にも不安が残るところです。翔雲高校においては、平成20年に旧士別高校と旧士別商業高校が統合され現在に至るわけですが、開校した2年後には4間口あった普通科が1間口削減され、市とPTA連合会が道教委に対し間口維持についての緊急要請を行ってきた経過があります。24年には普通科4間口を確保できたものの、25年にはまた3間口になり、現在に至っております。

そこで、まずは今後の両校の生徒数の見通しについて、どのような推計になっているかお伺

いたします。

次に、道教委の示す公立高校配置計画に関してお伺いいたします。

道教委では、これまで高校配置計画にて欠員が40名以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについて検討が必要との見解を示してきました。また、1学年1学級の高校については、地域連携特例校として協力校からの出張授業などで教育環境の維持に努めてきているところです。翔雲高校の近年で言えばおおむね30人弱の欠員で推移していますが、27年度は34人、28年度には38人と、40人に近い欠員が出た経過もあります。また、隣まちの名寄市では、29年度募集において名寄高校が40名以上の欠員を出し、本年は辛うじて4間口を維持したものの、名寄産業高校が32年より1間口削減されることが示されたことから、名寄高校と名寄産業高校を統合させる要望書を道教委に提出しているところです。

このように、上川北学区内でも定員割れが顕著になっていることから、学校の再編や学科の配置などを地域に見合ったものにしていかなければならない状況です。道教委では、公立高校配置計画地域別検討協議会を設置し、会議の中で各地域における課題や意見等を集約し、情報共有に努め、課題解決に向けて取り組みを推進しているところでありますが、現段階での本市の高校についての方向性をどのように示していただくかお知らせください。

次に、このような状況における地域の取り組みについて見解をお伺いします。

先ほど来から申し上げているように、土別翔雲高校の維持存続はもちろんのこと、市立土別東高校においても学校を維持していくためにはこれまで以上に地域性に特化した学校運営を目指さなければならないと思います。2年前の27年決算審査の際にも、東高校の件に関して質疑をさせていただきましたが、特別支援をさらに充実したものにしていくことや新たな科目の設置、老朽化した校舎の改築など、先を見据えた学校運営について協議していく必要があると思います。27年決算審査における答弁では、今すぐ議論や説明をするときではない、道教委のアドバイス、支援を受けながら検討を進めるとありました。しかしながら、数年でさらに地区の生徒数の減少が顕著になり、私は今すぐにも将来を見据えて議論するときではないかと懸念を抱いております。

今後は地域性や特化したカリキュラムの創設が急務であり、そのためには学校や市教委だけではなく、地域や企業も含めた中で地域の高校を創造しなくてはならないと感じます。例えば1つ目の質問で、地域おこし協力隊の件を申し上げましたが、羊飼養や農業支援など本市における今後の課題や目指すものと学校のカリキュラムを合致させた地域の高校の創設を推進することも大きな意義があるのではないのでしょうか。そういったことを平場で協議できる協議会などの設置を求めますが、どのような考えかお示してください。

最後は、これまで申し上げたことと同時に、生徒確保に関する課題の一つとして考えられるのが、現在本市には下宿がないことが挙げられることから質問をさせていただきます。

この件についても27年に東高校において提案しましたが、翔雲高校においても同様のことが言えます。学校運営をする中で地域に特化したカリキュラムはもちろんのこと、魅力ある学校

の要因の一つに部活動が挙げられます。近年では翔雲高校に進学したいものの、寮や下宿がないために断念せざるを得ないといった話も耳にします。27年の答弁では、寮などをつくっていくことには至らないとのことでしたが、寮がいいのか下宿がいいのか、シェアハウスのようなものできないか、公設民営で運営できないか、はたまた民営に任せ、それに対する補助の創設で対応できないかなど、検討することは多くあるのではないかと感じますし、検討しなければならないことなのではないかと思えます。大学を持たない本市においては、高校運営はまさに今後のまちづくりに直結するものであると考えておりますので、前向きな答弁を求め、質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

人口減少と少子化の中で、高等学校のあり方について、北海道教育委員会では、今後の人口減少社会の対応や地方創生の観点からも、地域における教育機会の確保や教育機能の維持向上が重要であり、高校に対する地域の期待や取り組みなども十分勘案しながら適切な配置が必要であると示しており、道立、市町村立を問わず、そのあり方について引き続き検討、議論していくことが必要と示しています。

本市においても少子化は一層進んでおり、平成25年には200人を超えていた中学校卒業生数が、ここ数年は170人台で推移し、来年度には153人、5年後には120人台になると見込まれます。こうした中、士別翔雲高等学校における本年度の入学人数は134人で、このうち本市の中学校卒業生の割合は82%であることから、この割合をもとに市内中学生の卒業見込み数から推定しますと、31年度の入学生徒数は117人程度になるものと考えられ、その後も中学校卒業生数にはほぼ比例して減少するものと推測しているところです。

一方、士別東高等学校においては、28年度の入学人数が6人、29年度が3人、30年度は10人となっており、例年、前年に実施している中学生1日体験入学に訪れた人数が新入学人数とほぼリンクしている状況にあります。こうした中、年度ごとに若干のばらつきはあるものの、本年度の体験入学者の状況を踏まえると、次年度は7人から10人程度の入学希望があるものと考えているところです。

次に、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画にかかわっての御質問がありました。

本計画では、2019年度から2021年度までの3年間については、士別翔雲高校の間口を引き続き現在と同じ普通科3間口として維持することが示されています。また、士別東高校については配置計画では具体的な明示はないものの、計画の基本方針となるこれからの高校づくりに関する指針において、定時制課程についてはさまざまな入学動機を持つ生徒が学んでおり、今後の中学校卒業生数の状況などを勘案し、地域の実情や学校、学科の配置状況を踏まえながら、適切な配置となるよう検討すると示されているところです。

次に、本市の高校を維持していくための地域の取り組みについて御提言がありました。

士別翔雲高校については道立であることから、学校としても、また本市としても大きく独自

の方針を示すことは難しい状況にあります。スポーツ活動や文化活動、地域でのボランティア活動や総合ビジネス科での地域と連携した活動など、地域性のある取り組みが進められているところ。です。

一方、士別東高校は、本年開校から70年を迎えた中、これまでも農業や情報処理教育、福祉教育など時代の変化と地域のニーズに応えるべく、カリキュラムの工夫などによって対応してきました。現在はさまざまな学習歴や生活歴を有する生徒が生き生きと学ぶことのできる機会を提供するとともに、着実な学びを通して社会で活躍していくための力をつける移行支援としての高等教育の実践校であるとの位置づけのもと、高い評価を得ているところ。です。

このような中で、まずは現在それぞれの高校の有する特性を大切に、今後のニーズも踏まえながら、引き続き存続に向けた検討と対応に努めていく考え。です。

御提言のありました地域の高校のあり方を協議する場については、当面PTAを初め学校評議員や教育振興会、同窓会など現在設置されている組織での協議のもとに検討していくことが望ましいと考えており、加えて、翔雲高校については北海道教育委員会とも協議していくことが必要と考えています。

最後に、市外からの生徒の受け入れ体制について。です。

翔雲高校の例のお話もありましたが、現在、士別東高校では名寄市や美深町、剣淵町から通う生徒が在籍しており、それぞれ自宅から通学しています。これまでこれらの地域以外の遠方から入学を検討、希望する生徒もいましたが、寮や下宿先がないため断念している場合もあり、何らかの対応策を講じることができればと望んでいるところ。でもあり、課題とも考えているところ。です。

現状において、市による寮の設置は極めて難しいことから、士別東高校を支えていただいている団体の会合の場など、機会あるごとに下宿の受け入れなどの相談も行っているところ。ですが、実現には至っていません。このような中、引き続き下宿などの引き受け手を探す一方、公設民営や民営に対する補助などについては他市町村の実例などを参考に調査研究してまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） 御答弁ありがとうございます。

まず、協議会の設置に関しては、当面は現在あるPTAや評議員さんの方たちの中でお話を進めるということであったんですけども、今回、先ほどの質問でもお話ししましたけれども、奥出雲町に行った際に、あくまでも視察は移住・定住に関してということで行ったんですけども、その中の担当者からの御説明の中で、横田高校という高校が奥出雲町にごさいます、これはいわゆる町立とかではなくて県立の高校になっております。ただ、今後、先を見据えた中で、やはり奥出雲町唯一の高校である横田高校がすごく大事だという認識と、それから、高校自体の、同じように生徒数が減少しているということがありまして、平成23年からプロジェ

クトを組んでいるようで、さまざまな取り組みを行っております。横田高校魅力化ビジョンということでやっているようなんですけれども、その中で、先ほど答弁の中でもありましたが、この横田高校も、町に在住されている方と町外もしくは県外から来ている生徒数の比率が、非常に町外、県外から来ている方が高いんです。80名ほどの生徒数のようなんですけれども、町外から来ているのが10名、そして県外から来ているのが8名ほどいるということで、30年度の話ですけれども、非常に地元の子供たちだけではやはり運営は厳しいということを認識されているようで、取り組んでおります。

それで、1つ目の質問にも少しリンクするんですけれども、ただいま私が申し上げましたいわゆる協議会、魅力化ビジョン策定委員会という名称なんですけれども、ここにも奥出雲町の定住コーディネーターの方が入っていて、高校運営に関しても定住とリンクさせている活動をやっているんです。ということは、定住に関して学校教育にも関係してきて、地元で育てて地元で残ってもらうような取り組みをもう既に進めているところもあるわけで、そういった意味で、早い段階で既存の組織だけではなくて、もう一步踏み込んだ組織をつくったらいかがかなという今回の私の質問内容でした。それについて改めて見解をいただきたいのと、それから、下宿に関しては、これも私もいろいろなところからお話を聞いていて、なかなか簡単なことではないと思うんですけれども、今の御答弁によると、やはり東高校を支えている主に地域の方だと思えるんですけれども、御相談されているということですが、士別はこういう立地条件ですから、ぜひ士別市内の方にもそういったことを今考えているんだということも含めて、東高校の運営状況をもうちょっとわかりやすく報告する必要もあるのではないかと思います。その2点、御答弁をお願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目に、協議会の設置にかかわって、先般御視察をされたという奥出雲町のお話もいただきました。発想としては本市も同じ、今2つありますけれども、道立高校である士別翔雲高校、そして市立である士別東高校、それぞれにやはり必要だということは間違いなく、これは市民の皆さんも多くの方が渡辺議員と同じような思いをいただいているものと私も思っています。

そんな中で、翔雲高校においても、先ほど答弁で申し上げましたとおり、82%は市内からの進学ですけれども、逆に18%は本市以外から来られているという状況でもあります。せんだつても翔雲高校野球部が一つの取り組みとして小・中学生に野球を指導する、そういったことも含めて、ことしの夏の活躍、そういった状況もあったり、一方で新聞局なんかの取り組み、さまざまありますし、特に翔雲高校は今オリジナルのポスターをつくっていますが、これは上川総合振興局であったり、そういった外部でもポスターを掲示していただいて、広くPRもしているという状況もあります。

一方、東高校も外部に積極的にPRといいますか、御案内をして、こういった学校です、一

人一人を大事にする学校ですということもやって、その広がりも持っています。ただ、一方でその体制を市内で確立することがもっと大事だろうということで、協議会のお話をいただいたと思っています。

今、土別市内では、小・中学校を基本としたコミュニティ・スクールを昨年度、本年度と展開して、来年度からは全市的に動きます。実は高校に関してもコミュニティ・スクールの発想というのが入ってきていまして、一部そういった動き出しもしているところもございます。ですので、先ほども答弁で申し上げたとおり、既存のまずは団体、特に翔雲高校は申し上げた以外に翔雲高校を支える会ということで動いていただいている部分もありますから、そういった皆さん方ともお話をし、さらには地域全体でということでは将来的にコミュニティ・スクールの発想も持ちながら、今後、今いただいた御提言も参考に考えていきたいと思っております。

それから、2点目の下宿の話がありました。

確かに私、東高校の所在している地域の方にもお話ししましたが、それ以外に中央市街地の方々にもお話をさせていただいています。特に東高校を支援していただいているということでは、団体としては国際ソロプチミスト土別の皆さんが非常にこれまで御支援していただいておりますので、そういった中でも下宿というのがあればというお話もしているところですので、先ほど学校の状況だとか広く知ってもらうことも必要だという御提言もありましたので、再度学校で取り組んでいる活動報告なんかもやっているわけですが、そういうことについてもお知らせしていく、あるいは、今月も実施いたしますが、東高校が取り組んでいる総合的な学習の発表を文化センターで行います。ぜひそういった機会も広く皆さんに見ていただけたらありがたいなと思っています。御提言の趣旨を踏まえて引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○9番（渡辺英次君） ありがとうございます。

先ほど、教育長の御答弁の中で、道立であることからなかなか難しいという御答弁もありましたけれども、ここは県立だけれども町でやっているという事例もございますし、なかなか課題はあると思うんですけれども、その線引きを道立だからできないというんじゃなくて、それをするためにはどういうふうにやったらできるかなということをぜひ市民を巻き込んでやっていただきたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

(午前 11時52分休憩)

(午後 1時30分再開)

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 平成30年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

1つ目に、会計年度任用職員制度についてお伺いします。

平成29年5月、地方公務員法、地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員の任用等の根拠が整備をされ、改正法施行日である2020年4月1日からの会計年度任用職員制度導入が求められました。

改正法の趣旨では、全国における地方公務員の臨時・非常勤職員は、平成28年4月現在、総数として約64万人おり、教育、子育てなどさまざまな分野で活躍をされ、現状において地方行政の重要な担い手となっている。その一方で、これまで臨時・非常勤職員については任期の定めのない常勤職員とは異なり、制度が不明確のため、地方公共団体ごと、あるいは地方公共団体の機関ごとに任用や勤務条件の違いもあり、今般の改正により統一的な取り扱いを定め、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があるとされています。

また、本市においても、清掃、道路維持、保育、医療、教育など多くの分野において嘱託職員・臨時職員の方々の方が勤務をされており、この方々なしには本市の行政サービスは提供できない状況にあります。このため、今回の改正は本市においても大きな課題だろうと考えます。制度導入が2020年4月ということもあり、国は想定スケジュールの中で募集手続や予算措置の関係で、関係条例の上程を2019年、来年の3月と示しているところですが、本市における現在の制度検討状況についてお伺いします。

初めに、今回の改正により新たな会計年度任用職員制度へ位置づけられる、また、それ以外の臨時的任用職員・特別職非常勤職員に位置づけられると想定をされる現状の職、現在働いている方とも言い換えられると思いますけれども、その対象となる数をお示してください。

さらに、本市における関係条例の整備や募集等、2020年4月に向けたスケジュールをお知らせください。

また、本市における嘱託職員・臨時職員などについては人材確保の観点から、これまでも賃金や手当等、いわゆる処遇についても適時改善をしながら現行制度では運用されていると承知をしておりますが、今回の改正に伴い創設される会計年度任用職員においてはフルタイムとパートタイムに区分をされ、フルタイムでは給料、旅費、通勤手当、時間外手当、期末手当、退職手当など、それらについて適切に支給すべきとなっておりますが、その一方、パートタイムでは退職手当については言及されておりません。そういう部分を含めて新たな制度移行、例えば現在の嘱託職員の職が新たな会計年度任用職員におけるパートタイムの職と位置づけられれば、これに伴って現在の処遇が下げられてしまうといった事例も発生するのではないかと思います。そういう状況が起これば、新たな制度はつくったが担い手が確保できないといった人

材確保の面からも問題があるのではないかと考えますが、制度設計に当たり、現行の制度と比較し、賃金などで切り下げられる場合があるのか、考えをお知らせください。

最後に、今回の改正法の趣旨では、適正な任用、勤務条件が求められており、とりわけ地方公務員共済制度、公務災害補償制度についても適切に適用していくことが必要とされております。新たな制度における両制度との関係について考え方を伺いし、この質問を終わります。

(降壇)

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、法改正に伴い、新制度に移行する職員数についてです。

これまで各自治体で多様な任用がされてきた臨時・非常勤職員については、任用根拠の明確化と適正化を図ることを目的に地方公務員法等の改正が行われ、2020年4月1日に施行されることになりました。

改正法の主な内容としては、一会計年度を超えない範囲で任期を定める会計年度任用職員制度を新設し、臨時・非常勤職員は基本としてこの新制度に移行します。対象職員数は、現在、病院職場を含め428人の臨時・非常勤職員を任用しており、そのほとんどが対象となるものです。また、これまで各部署において任用や嘱託がされていた公民館分館長や交通安全指導員、英語指導助手なども会計年度任用職員への移行が必要であり、その数は現在確認中ですが、200人を超えるものと想定しています。

特別職非常勤職員については、任用の適正確保に向け、法改正で制度の厳格化が図られたところであり、教育委員会などの附属機関や審議会、協議会などの委員が該当となり、現在の対象者は554人となっています。

次に、関係条例の整備などのスケジュールについてです。

新制度の導入に向けては、これまで、各部署で任用、委嘱している特別職非常勤職員や一般職非常勤職員の実態を把握するため、全庁的に調査を行い、現在その内容の確認を行っています。

今後においては、会計年度任用職員に移行したときの関係例規の整備について、給与、勤務条件は原則として条例で定めるものであることから、2019年第2回定例会への新規条例の上げに向け、作業を進めてまいります。在職する臨時・非常勤職員への制度説明や募集の手続については、関係条例の議決をいただいたのちに、適時実施いたします。

次に、現行制度と比較し、賃金等で切り下げられる場合があるのかについてでございます。

会計年度任用職員の給与の決定は各自治体で行いますが、国から示されている給料水準の決定方法は、類似する正職員の職務給の初号級を基本として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされています。

また、給料月額には一定の上限を設けることが適当とされ、例として職務が類似する正職員の初任給を上限とすることが示されています。

手当についても、フルタイムの職員には給料、旅費、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当が支給できるものとされています。

以上のことから、現行と比較すると制度の明確化と職務改善が図られる一方で、一部の職員については給料や手当が減額となる可能性があります。今後、国からの基本事項を踏まえながら、現行の賃金格付や各種手当について改正法との整合や他市町村の状況も注視しながら検討してまいります。

最後に、新たな制度における地方公務員共済制度と公務災害補償制度との関係についてです。

両制度の取り扱いについては、これまで正職員に適用してきたところですが、法改正に伴い両制度を初めとした保険制度等の適用要件が示されたところです。

まず、フルタイムの会計年度任用職員においては基本的に両制度の適用となりますが、一部要件を満たさない場合はこれまでどおり厚生年金及び健康保険、労災保険制度等が適用となります。

また、パートタイムの会計年度任用職員においては、法改正前のパートタイム非常勤職員と同様に、勤務時間や月の収入額などに応じて各種制度が適用となります。

会計年度任用職員制度の導入に伴い、適用となる保険制度においても大きく変更となりますが、適正な任用と勤務条件の確保という改正法の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問をいたします。

答弁の中で、今回の会計年度任用職員に制度の対象となる人数、数字をいただきました。現行働いている方でいくと428人、また、法の改正の趣旨に伴って新たな制度移行の対象となる可能性のある方が200人ということで、600人を超える方がその対象となるということでございました。本年4月の士別市のいわゆる正職員の数が約490人だと思いますので、それを越える、本当に多くの方がこの市の行政サービスに今の職の中で勤務されているということが明らかになっています。

そこで、先ほど市長からありましたとおり、フルタイムについては、またパートタイムについてはということでありましたけれども、今回、職の設定に当たっては現在フルタイムで働いている職であっても、この後の職場とのいろいろなやりとりの中で、2020年4月以降はパートタイムでの職とするということもあるのではないかと、そういうふうに考えると、実質現在のフルタイムで働いている方々たちがそのまま2020年以降もフルタイムで働けるということが担保されないのではないかなと思うんですが、現在のそれぞれの部局の中における働き方、ここで働いている嘱託職員はフルタイムで働くことが必要である、今後必要でなくなる、そういった部分の検討をされているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） 再質問にお答えいたします。

今、議員からありましたフルタイムからパート職員への移行という部分におきましては、まだはっきりと答えを出している状況にはございません。

ただ、今フルタイムで働いている方については必要であるという判断のもとでフルタイムという勤務体制をとっているという現状もございます。ただ、今後の詰めの部分であります、今言ったとおり、まだ詳細については固まっていないといった部分がございますが、フルタイムで今必要とされている部分がありますので、そこら辺はそれぞれの現状におけるフルタイム職員の活用状況であったり、それがパートに移行した場合に果たして機能するのかといった部分もいろいろと問題があると思いますので、今後その辺については詰めさせていただきつつ、できるだけ処遇については確保できるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 2点目は、水道料金の改定による市民生活への影響について質問いたします。

本年4月、今年度、平成30年度から4年間を料金算定期間とする水道料金の改定と上下水道料金に係る基本水量が変更されました。地方公営企業法の基本的な考え方では、給水にかかわる全ての経費を水道料金収入で賄うこと、総括原価方式での運営を原則としているところを、本市においてはこれまでの簡易水道事業との会計統合を行ってきた経過や広範な給水区域に水道水を供給している実態から、市民負担の公平性を勘案した独自の設定基準を適用してきました。

今年度の水道料金改定に当たっては、平成30年度から4年間における簡易水道統合前の東山浄水場の給水区域における総括原価、4年間、約14億8,700万円と、料金改定前による予想給水収益約10億6,300万円の差である4億2,400万円の2分の1に当たる2億1,200万円を今回の料金改定で賄うとともに、算定期間最終年度における事業の資金残高1億円を確保するという資金収支方式の考えも併用した料金設定基準が設けられています。

この結果、家事用で平均改定率15.2%のプラスを初め、福祉用、家事用以外でそれぞれの料金の改定が行われたところです。あわせて、家事用、福祉用の基本水量についても世帯人員の変化を踏まえ、これまでの8立米から5立米に変更されたところです。

そこで、お伺いします。新しい料金体系となり約8カ月が経過をいたしました。まだ1年を経過していませんが、料金改定以後、現状の給水収益について、経営計画に対してどうなっているのか、概数でも結構ですのでお知らせください。

また、市民の立場で言えば、料金改定以後、月々の上下水道料金の支払い、家事用の平均使用量13立米では毎月約500円、年間で6,000円の負担増となっており、家計への影響もじわりじわりと増えているところだと思います。改定後、負担増に対する意見等、申し出の状況についてお知らせください。

また、今回の改定では、上下水道料金に係る基本水量の見直しも同時に行われた影響だと推

察をいたしますが、福祉用の料金改定において、平均使用水量とされている8立米で見ますと、改定後、水道料金では3割増、下水道料金においても1割増、上下水道料金を合わせても2割以上の増と、改定率で言えばこの区分の改定率が一番高い状況となっております。そういう意味では、高齢者、障害者、低所得者に対する福祉用料金、今回の改定によりこの料金低減効果が薄まってしまったのではないかとと思いますが、水道料金における福祉用料金の設定の考え方、また、この状況についての見解をお聞かせください。

本年3月に策定された士別市水道事業経営戦略においては、今後の料金について、今年度の改定における総括原価方式と資金収支方式の考え方を踏まえ、4年ごとに見直すことを想定しているとあります。人口減少や今回の料金改定に伴ってさらなる節水意識が高まれば水需要が低下し、収益低下は容易に想像できます。

今後の料金改定においてさらなる市民負担増とならないためにも、同じく経営戦略にある料金改定による増収に依存することなく、新たな発想による経営改善策の取り組みに強く期待するところですが、他方、先日閉会された臨時国会において可決された水道法の改正においては、国は市町村が運営する水道事業が全国で約3割が赤字、また、人口減少により十分な料金収入を見込めない事業者が今後も増えると想定され、また、法定耐用年数40年以上を超える水道管が約15%、耐震適合率も4割程度の状況から、災害時の断水が長期化するリスクがありつつも、事業経営の厳しさから管の更新など、その対応が難しいとして、水道事業の広域連携や官民連携を推進する目的に法律が改正されました。

官民連携では、自治体が事業認可を返上することなく民間に運営権を委ねることができ、民間は条例の範囲内で料金を設定できるとするコンセッション方式が導入できると今回の法改正にあります。生活に不可欠であるとともに命にもかかわる水道事業、いわゆる民営化により料金の高騰を初め経営効率を優先したための水質悪化の懸念、災害時の対応など多くの不安があります。それにも増して、暮らしの基盤である公的なサービスを民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスとして、いとも簡単に切り捨てていく国の考えには大きな憤りを感じるころではございますが、残念ながら今回の法改正により、このコンセッション方式も今後の経営方法の選択肢の一つとなったところです。

本市においては、万が一にも民間への経営権を移譲するといった選択はしないとは思いますが、これらの状況を踏まえて、今後の経営改善策に対する現時点の考えをお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の水道料金は、議員お話しのとおり、給水原価を料金収入で賄う総括原価方式に基づき算定してありますが、本市独自の取り決めとして、原価については簡易水道統合前における東山浄水場の給水区域に係るものとし、改定時期については不良債務の発生または現金預金が1億円を切る見込みが生じるときに行うこととしています。

初めに、給水収益の状況についてです。

平成30年度における給水収益は11月末現在の調定額が2億5,699万2,000円となっており、計画していた増収額に対して94.7%となっています。また、決算見込み額は3億8,336万2,000円としており、計画をしています増収額に対して95.1%の実績となっていることから、おおむね計画どおり推移をしているところです。

次に、料金改定後の意見申し出等についてです。

第3回定例会の谷議員への一般質問にお答えしましたとおり、十分な期間を設け周知を行うことができたため、混乱はなく、改定後の負担増に対する意見等の申し出もありませんでした。

次に、福祉用料金の設定の考え方についてです。

本市の水道料金では、低所得者や70歳以上の高齢者世帯等に対し、福祉用料金として家事用料金をもとに基本料金に対し3割、超過料金に対し1割の軽減率を設定しております。西川議員御指摘のとおり、平均使用水量の8立方メートルで料金を比較しますと、基本水量を5立方メートルに変更したことに加え、基本料金及び超過料金単価を値上げしていることから負担増となりますが、負担増とならない6立方メートル以下の世帯割合が8立方メートル以下の世帯の約7割を占めていることや家事用料金に対する軽減率については変更していないため、料金低減効果については従前と変わらないものと考えているところです。

最後に、経営改善策の取り組みの考え方についてです。

経営戦略で掲げた継続した経営分析と事業効率化等に基づく経営基盤の強化及び水需要に応じた浄水施設の機器・設備更新や老朽管路更新路線の精査等、水道施設の計画的な更新を進めるとともに、新たな発想による取り組みとして、北海道主催のもと、広域連携について近隣市町村との間で意見交換を始めたところです。

また、官民連携を推進する上で、浄水施設用の民間委託業務範囲の拡大などは検討しているものの、運営権を委ねてしまうコンセッション方式を導入する考えには現時点では至っておりません。

水道事業は今後においても低廉な料金で将来にわたり安全で安心な水道水の安定的な供給を図るため、経営戦略に基づき経営を行っていく中、環境の変化に対応するため、4年に1度のPDCAサイクルによる実現方策の適宜評価、見直しを行い、上下水道審議会への報告や市ホームページ等を活用した市民の皆様に対する情報公開に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 再質問いたします。

今回の水道法の改正にあっては、全国で水道管老朽化の更新について、それを地方公営企業で賄えないので民間の力ということではありますが、本市においても今後の水道管の更新については200億円を超えるということと推計をされているということですが、やはり大事なインフラという観点からいけば、運営については地方公営企業法の中で料金収入で賄えとい

うことであろうかと思いますが、やはりその施設などについてはしっかりと公的な関与が必要かと思えます。そういった意味では、今回料金改定などをして、しっかりと自治体の中で経営をしていこうということで料金改定もございましたが、今後、自治体側からの発信として、国などにそういった施設更新にかかわる新たな交付や補助についてしっかりと意見を申し出ていくことも必要ではないかと、そういうふうにも思うんですけども、その点についての御所見をいただければと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 工藤部長。

○建設水道部長（工藤博文君） 再質問にお答えいたします。

本市においても、更新または耐震化について各年度、非常に多くの事業を行わなければならないという状況ではあります。答弁でも申し上げましたが、水道敷設替の路線の精査というのは、まず第一にやらなければならないことですので、水道経営に関して、まずはそういう部分に集中して事業を運営してまいりたいと思っております。

西川議員からのお話もございましたように、国への要望については、最近では交付金事業についても、水道事業、これまで交付金のカットというのはなかったんですが、これが削減をされてきているという状況もあります。各自治体非常に管路施設の更新については頭を悩ませているところですので、もちろん道を通じてになりますけれども、その辺の要望については随時、道の担当者等に申し出をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） ありがとうございます。

道に対してということでありますけれども、国に対してということであれば、各市長会等でさまざまな団体を通じてというの也需要かと思えますので、ぜひそういった対応も、やはり一自治体の経営だけに任せていいのかということも、しっかりと地方側からも訴えていかなきゃいけないのではないかと考えますので、そのような対応も求めたいと思います。いかがですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 西川議員の再々質問にお答えいたします。

今、水道、下水道両施設とも相当年数がそれぞれ過ぎていて老朽化しているわけなので、今、士別では水道管の敷設替はもちろんでありますが、下水道についても合流から分流にということで、相当な年数のもとで事業拡大しながら行っています。

交付金についても、先ほどのお話のとおり、交付がしっかりされていないという現状もあるので、私も国のほうに申し上げて、そういったことについてはしっかりとした予算規模を願いたいという話もしているんですが、これは全道市長会でも私のほうからも申し上げているし、道副市長会もそうでありまして、全道市長会としても国に対してこういったインフラの市民生活、地域住民に欠かせない最大のインフラ整備でありますから、しっかりとした予算づ

けも含めて行うようにということで国に申し入れも、もうしていますし、引き続き力強く申し入れはしていきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時 3分散会）